

議案第 4 5 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

介護保険料に係る普通徴収の特例の廃止及び納期の変更を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

第1期 7月1日から 同月31日まで

第2期 8月1日から 同月31日まで

第3期 9月1日から 同月30日まで

第4期 10月1日から 同月31日まで

第5期 11月1日から 同月30日まで

第6期 12月1日から 同月25日まで

第7期 1月1日から 同月31日まで

第8期 2月1日から 同月末日まで

第9期 3月1日から 同月31日まで

第8条及び第9条を削り、第10条を8条とし、第11条から第21条までを2条ずつ繰り上げる。

附則第7条中「第12条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附則第9条中「第14条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市介護保険条例の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 7月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第2期 8月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第3期 9月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第4期 10月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第5期 11月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第6期 12月1日から 同月25日まで</u></p> <p><u>第7期 1月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第8期 2月1日から 同月末日まで</u></p> <p><u>第9期 3月1日から 同月31日まで</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>第7条 省略</p> | <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第6条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p><u>第1期 4月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第2期 5月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第3期 6月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第4期 7月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第5期 8月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第6期 9月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第7期 10月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第8期 11月1日から 同月30日まで</u></p> <p><u>第9期 12月1日から 同月25日まで</u></p> <p><u>第10期 1月1日から 同月31日まで</u></p> <p><u>第11期 2月1日から 同月末日まで</u></p> <p><u>第12期 3月1日から 同月31日まで</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第8条 <u>保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の市町村民税の課税非課税の別又は合計所得金額若しくは公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)を基礎として当該年度の保険料率により算定した額を納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>第 10 条 省略</p> <p>第 11 条 省略</p> <p>第 12 条 省略</p> <p>第 13 条 省略</p> <p>第 14 条 省略</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>第 16 条 省略</p> <p>第 17 条 省略</p> <p>第 18 条 省略</p> <p>第 19 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 7 条 当分の間、<u>第 10 条第 1 項</u>に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセント</p> | <p>(普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申出等)</p> <p>第 9 条 <u>前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の規定による納入の通知の交付を受けた日から 30 日以内に市長に同項の規定によって徴収される保険料の額の修正を申し出ることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第 1 項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。</u></p> <p>第 10 条 省略</p> <p>第 11 条 省略</p> <p>第 12 条 省略</p> <p>第 13 条 省略</p> <p>第 14 条 省略</p> <p>第 15 条 省略</p> <p>第 16 条 省略</p> <p>第 17 条 省略</p> <p>第 18 条 省略</p> <p>第 19 条 省略</p> <p>第 20 条 省略</p> <p>第 21 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第 7 条 当分の間、<u>第 12 条第 1 項</u>に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセント</p> |
|---|---|

の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第8条 省略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例)

第9条 新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る第12条第2項の規定による保険料の減免の申請については、同項中「納期限までに、次に」とあるのは、「次に」とする。

第10条 省略

の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第8条 省略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例)

第9条 新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る第14条第2項の規定による保険料の減免の申請については、同項中「納期限までに、次に」とあるのは、「次に」とする。

第10条 省略